

6. 達成状況の評価

(1) 計画の推進体制

本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、糸満市地域公共交通協議が推進し、各事業や取組は先に示した各事業の主体を中心に関係機関らと連携しながら実施していきます。

(2) 評価方法（PDCAサイクルの実行）

本計画で掲げた事業及び取組を着実にかつ計画的に実行し、設定した目標を達成するため、実行に移し(Do)、結果・成果を評価し(Check)、改善・改良を加え(Action)、次の計画(Plan)へと繋げる、PDCAサイクルを実行します。

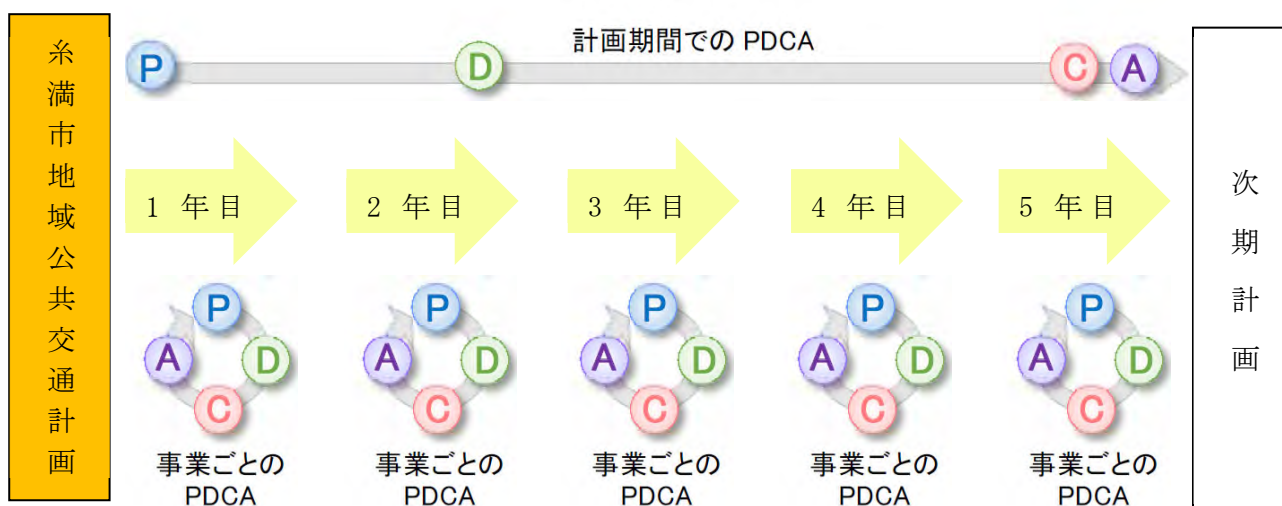
市民の生活や地域公共交通を取り巻く環境の変化が早い現代にあっては、推進事業の不断の見直しが求められます。また、市民の実感できる計画や事業及び取組の推進を図ることが重要であることから、市民との協働により計画や事業及び取組の推進を図ります。



(3) 各事業及び取組のスケジュール

事業及び取組ごとの5年間のスケジュールと計画期間以降の事業及び取組の継続について下記に示します。

なお、PDCAサイクルの実行については、進捗状況を勘案しながら事業及び取組ごとに行うこととします。



糸満市地域公共交通計画

【発行】令和7年3月

【発行者】糸満市地域公共交通協議会

【企画編集】糸満市 市民健康部 市民生活環境課

【問合せ先】

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

電話(098)840-8123 FAX(098)840-8155